

我々が生徒に獲得させたく思う自主性とは、正しい方向に向っての「やる気」であり、安易な方への逃げ道ではないという程度の共通認識には立っているものの、現実場面での方法論や評価についてはそれぞれの場面での表れ方についての討議を待たなければ結論の得られないような問題にぶつかることも多い。特活やそれに類したものには、出席簿やテストや単位などによる生徒の行動の義務やきまりの観念が及ばない。その中で意欲やエネルギーをかき立て、生徒の集団をやる気にさせることは困難ではあるが最も重要なことだと思う。ところがそれが有用で望ましいと教師側が考える形は、しばしば生徒にとって苦痛なものであったり、すぐには興味や関心のもてないものであったりする性

質のものであることが多く、この火のつき難い物体にどうやって火をつけるかということに殆どの精力をつぎ込まなければならない。

結局は、個々のいかなる教育観が、いかなる指導の技術や体制によって、いかなる熱意をもって、いかなる相手（生徒）に向って、いかなる遭遇場面で作用するかという、「いかなる」という未知数ばかりがからみ合っているものであり、このそれぞれの「いかなる」を全体のバランスの中でいかに高めることができるかという努力であろうか。

この研究はこうした行為のありのままの記録である。記録の域から出ていないことは残念であるが、これが現在の我々にできる最も確実な研究であると思っている。

〔 I 〕 中学・高校生徒会指導の実践的研究

—— 51年度の成果と問題点について ——

米 山 誠

1. 51年度中学生徒会指導の要点

(1) 51年度指導方針

中・高別々の生徒会組織により、それぞれ独自の活動と、両者合同の活動とを調和させながら指導してゆくことは、かなり困難な仕事である。中・高両者の活動を同時に活発に展開させることをめざすのは当然であるが、実際問題として、例年、指導の重点が高校側に傾き、中学に対する指導は消極的となり、年中行事を惰性的にくり返すだけに終りがちであった。そうした傾向を反省して、51年度の生徒部は、中学生徒会の指導をあらためて重視し、活気と秩序のある活動を推進することを基本的な目標とした。そして、年間諸活動の指導に当たって、計画段階から実施段階まで、生徒部、学級担任、全教師の協力体制を原則として、こまやかな配慮と強力な指導の下に、執行部、議会、HR、各委員会、各部など全組織を通じ生徒を積極的に活動させていく方針を立てた。

(2) 指導事例

① 生徒会予算の中・高分離 —— 従来、生徒会予算は中・高合同の形をとってきたが、実質は高校側本位に予算編成が進められ、使用される結果になってい

た。そこで、中学独自の活動を予算的にも保証し、また、高校に従属的でなく中学側の主体性と責任を自覚させることを目的として、51年度予算の編成は、中・高別予算区分を明確にすることを試みた。中・高生徒会の合意のうえ実施に移されたが、一応の効果はあったとみられる。

② 遠足時服装問題の検討 —— 遠足時の服装について、高校生は、50年秋の遠足時に軽装が認められた(㊦「紀要」21集 P. 22参照)のに、中学生は同じ扱いを受けなかったことに対して中学生間に大きな不満があった。その問題を51年度初めに生徒会の議題としてとりあげさせ、HR、議会での討議を経て要望を正式な形にまとめさせるように指導した。教官会議での検討により、51年秋の遠足には中学生の軽装も認めることが決定された。顧問や担任の指導の下に生徒が熱心な討議を通じて要求の実現を体験したことの意義は大きいと思われる。

③ 文化祭の充実化 —— 1学期の中学小文化祭、2学期の中・高合同文化祭の実施に当たって、例年の消極的、惰性的な姿勢から脱脚させるべく、プログラムの検討を始めとして、準備から実施まで文化委員会執行部を中心に多数生徒を積極的に活動させ、活気のある文化祭とすることができた。(㊦詳細は服部晴

子「中学の文化祭」P.22参照)

④「3年生を送る会」の実施 —— 過去5年間、生徒会が放棄した状態になっていた予餞会の行事を、新たに、簡略な形ではあるが復活した。生徒部、学級担任等の指導、協力により、フォークダンスを中心とした明るく楽しい行事とすることができた。

(3) 今後の問題点

① HR代表や各委員の態度が消極的で発言が少く、議会、各委員会、執行部会、各HR等の間での意見の反映、情報の伝達が十分に行われない。特にHRでの討議や決定と、議会でのそれとが機能的に結びつかない。HRと議会とで相反することや、実行不可能なことがきわめて安易に提案され、それが無責任に議決されるようなことがしばしばある。高校生に対するよりも、あらゆる討議の場において教師の丁寧な助言と強力な指導が必要であることを痛感させられる。

② 早朝の集会、ラジオ体操等の集団行動において規律のある統制が必要であるが、それを生徒の手によってどこまで自主的に実行させうるか、根気よく実践と研究を進めなくてはならない問題である。

③ 部活動の実態を正確に把握し、高校生徒会と歩調をそろえて活発化の運動を展開させる必要がある。教官会議として部活動の意義目的の再確認、顧問の指導条件の根本的な検討など重要な問題に迫られている。

2. 51年度高校生徒会指導の要点

(1) 51年度指導方針

50年度の生徒会活動が、制服問題をめぐり、学年間の感情的対立を残して幕切れになった後なので、まず、50年度の活動経過と問題点(㊦「紀要」21集 P.21～P.24参照)を冷静に検討させ、新たに一般生徒の意識や要望を踏まえた活動を地道に進めさせることを第一の方針とした。

(2) 活動状況と問題点

① 前期執行部の活動状況 —— まず、前期執行部の成立事情から述べたい。執行委員長候補者に難航し、結局、外部中学から入学した直後の1年生女子が一人やむにやまれぬ思いで立候補し、信任されたことにより執行部が成立した。執行部の構成は、3年生3名、2年生3名、1年生4名である。中心となるべき2年生の消極的態度の一因は、50年度の執行部や3年生による制服自由化運動の進め方が、当時の1年生に対して余りに強引であったことへの反発や不信感に根ざしていたと考えられる。結果的には、3年生が執行部役員として積極的に活動するという好ましい前例を開く

ことになった。

さて、前期執行部は活動を始めるに際して、49年度の掲示問題、50年度の制服問題がいずれも行き詰まりの形になった後なので、新たにどんな問題にとりくむべきかをアンケートで全生徒に問うた。そのアンケートの項目と結果は次の通りである。

アンケート	51.6.2 生徒会執行部
今期執行部の方針としては、生徒会会員の意見を、あくまで尊重し、そのもとに、今後の活動を進めていくつもりですので、その資料としてアンケートを行います。	
1. 制服問題について、どのような考えをもっていますか。	
A 制服は廃止すべきだ	37%
B 今まで通りの制服でよい	21%
C 現在の制服を改良したい	18%
D 関心がない	12%
E その他	9%
棄権	3%
2. 他校との交歓会を持ちたいと思いますか。	
A もちたい	68%
B もちたくない	26%
棄権	6%
3. 校内の美化について、ジュースびんの回収、清掃をどうすればよいと思いますか。	
A 生徒会(委員会)でとりあげてほしい	57%
B 今のままでよい	38%
C その他	4%
棄権	1%
4. 45年から46年にかけて、掲示物の自主管理を行ったことがあり、現在は学校側が管理していますが、その問題についてどう思いますか。	
A 自主管理したい	51%
B 学校側に任せておいてよい	22%
C 関心がない	23%
棄権	4%
5. 現在、部活動は衰退化の一途をたどっていますが、その現状についてどう思いますか。	
A なんとかすべきだ	74%
a 生徒会でとりあげてほしい	22%
b 部単位でとり組めばよい	52%
B 現状でよい	23%
C その他	3%
6. 以上の他に生徒会としてやるべき問題がありますか。	
盗難、部室、清掃、行事など各少数。 (以上の%はすべて375名中)	

アンケートの結果に応じて、可能なことから解決してゆく方針をとり、例えば、ジュースびんの回収や清掃の問題は厚生委員会、掲示問題は生活委員会と、仕事を分担して具体的に検討を始めた。執行部では、掲示問題の解決を重点目標とし、生活委員会で検討された掲示規定案を元に、議会での審議を進めた。しかし、問題が抽象的であることや、自由化推進派が性急に事を進めたことにより、一般生徒の関心が次第に離れ、審議中断の事態になった。(㊦掲示問題は次項参照)

②後期執行部の活動状況——後期執行委員長選挙は、前期の場合と対照的に、有力な2年生男子3名が競って立候補し、1名は執行委員長に当選、他の2名は、それぞれ執行委員、議長として協力するという積極的な執行部体制が成立した。2年生の、生徒会に対する意欲や責任感が、後期になってようやく高まったと言えよう。なお、後期執行部が、全生徒の意向に即して、文化祭、掲示、部活動等の問題に真剣に対処し、着実に成果をあげた点を高く評価したい。(㊦山田雄一「文化祭—その報告と私見—」P.24、および徳井輝雄「部活動について」P.29の項、それぞれ参照)

(3) 今後の問題点

①生徒議会の運営——生徒議会は主として昼休みを利用して開かれるのが長年の慣例になっていたが、51年度からは原則として定例議会を隔週に1回、火曜日授業後に開くことに改められ、実質的な審議を慎重に行うことが議会と総会で正式に決められた。改革の動機を知るために、50年度後期執行部のまとめた反省資料から一部分を引用してみよう。

「……これほどの議会の衰退を招いた原因を考えるに、やはり、生徒全体の生徒会活動に対する無関心ということになるのでしょうか。HR代表の選出方法にも問題がありますし、議会と各常任委員会とのつながりの薄さ、議員の自覚のなさ等々、すべてそこに根をもつのではないのでしょうか。直接的には、議会を安易に回数多く開きすぎたことも大きな原因の一つです。議会は十分な準備の後、中味の濃いものを回数少く開けばよいのです、そういう考えに基づいて、議会の細則を補足したわけです。月2回の定例議会の充実感および委員会との結びつきが徹底されれば、今後、少くともこれまでよりはまともな議会がもてるでしょう。最後に議長の人選には十分注意すべきです。」(㊦50年度後期生徒会執行部「50年度生徒会活動総括」51.3.P.9)

こうして51年度の議会は、厳しい反省の上に立って運営されるはずであったが、現実的には、議員の集合状態は必しも良好とはいえず、流会になることもあった。

今後ますます議員の責任感や自覚を高めることと同時に、議長を始め生徒会員の議会運営能力を養うことの必要性を痛感させられる。なお議長団と執行部、また議会と各HR等それぞれの間の連絡を緊密にすることの重要性はどれほど強調しても、し過ぎることはない。

②委員会活動・部活動——停滞しがちな各委員会・各部の日常活動を活発化するためには各委員会・各部と執行部および議会との間の連絡が必要で、執行部は積極的に委員会・部の活動を督促しなくてはならない。委員長や部長を含めた執行委員会を定期的に行ったり、議会や生徒集会において各委員会、各部の活動報告の機会を設けたりすることの必要性は従来の執行部も認めているが、まだ部分的に実行されている程度で、全体的には今後の課題である。

③掲示問題の教訓——次に述べる掲示問題にみられるような、一部生徒の独善的な議会工作や不法行為等は結局、多数生徒の関心を離反させ、問題解決を後退させることになる。51年度前期執行部は49年度後期の掲示問題(㊦「紀要」20集P.20～P.21参照)、50年度の制服問題(㊦「紀要」21集P.21～P.24参照)の試行錯誤から、もっと厳しく教訓を学びとるべきであった。しかし、失敗を重ねながらも民主的な生徒会運営の厳しさを認識できれば有意義な体験学習といえるであろう。なお生徒が生徒会や学校に対する無力感、不信感にとらわれないように、展望と自信をもたせうる積極的な指導が教師にとってはきわめて重要である。

3. 高校掲示問題

(1) 執行部の掲示規定原案(自主管理案)

6/22 前期執行部は、生活委員会と共に、49年度に検討された規定案を練り直して原案を作り議会に提出した。掲示内容の事前チェックを含む手続きを、生徒の手で行う、いわゆる自主管理方式の原案である。

7/13, 7/16 議会での討議により原案が一応形を整えた。資料として全文を掲げておく。

掲示規定原案	51.7.16 高校生徒会執行部
第1条	校内における掲示は、生徒の自主管理のもとに第2条以下の規定に基づいて行うものとする。
第2条1項	生活委員会に掲示物監査係をおき、第3条に基づいて掲示物の管理にあたらせる。
2項	掲示監査係は生活委員の互選により3名を選出する。
3項	掲示協議会は第3条に基づいて掲示に関する諸問題の解決にあたる。
4項	掲示協議会は執行委員会から2名、生徒協議会議員から2名、教官から1名、計5名によって構成される。

- 第3条 1項 掲示希望者は、掲示物に掲示責任者名と掲示期限を明記し、掲示する前に掲示物監査係に提示しなければならない。
- 2項 掲示物監査係は、掲示された掲示物を本条3項に記す基準に基づいて判断し、その掲示を禁止することができる。
- 3項 (判断基準) 校内関係を除くPR関係物、個人、団体を中傷、誹謗するもの、校内の美観を著しく損うもの、以上のものは禁止する。
- 4項 掲示希望者が本条3項に基づく掲示の禁を不服にする時、掲示希望は、掲示物監査係に掲示協議会を召集させることができる。尚、掲示希望者及び掲示物監査係は、この掲示協議会に出席しなければならない。
- 5項 掲示希望者は、上項による掲示協議会において、協議会構成員3名以上の支持があれば掲示できる。
- 6項 掲示物監査係は、同一掲示物についての生徒または教官の間から校内掲示不相当であるという20名以上の署名が提出された時掲示協議会を召集しなければならない。尚この場合、署名の発起人及び掲示責任者は、掲示協議会に出席しなければならない。
- 7項 掲示物監査係は、上項による協議会において協議会構成員3名以上の署名に対する支持があった時、その掲示物をただちにとりはずさなければならない。
- 8項 掲示責任者は、掲示期限を過ぎたら1日以内にその掲示物を取りはずさなければならない。

第4条 (禁止事項)

- 1項 白色壁及び掲示板以外の場所に掲示することは禁止する。
- 2項 掲示物監査係に無断で掲示することは禁止する。
- 3項 掲示期間中にその掲示を妨害することは禁止する。
- 4項 掲示物監査係は、本条1項、2項に違反するもの及び掲示期限を2日以上過ぎたものは、とりはずすことができる。

第5条 (特例)

- 1項 本条2項、3項の規定は第3条の例外としてとり扱う。
- 2項 特殊な事情があり、はずしたいという要求が教官側にあれば、事前に掲示責任者、掲示物監査係、教官の3者で話し合わなければならない。

- 3項 上記の時間がもてない場合においても、教官側は必ず掲示責任者の許可を得なければならない。

第6条 1項 以上、2,3,4,5条は、HR内においては効力をもたないものとする。HRの掲示の管理は、HR及び担任教官に一任する。

- 2項 特別教室(物理、化学、理科、生物、音楽、美術、視聴覚、社会科、TM、家庭、総合、図書)における掲示は、担当教官の許可を必要とする。尚、1~5条は特別教室内では効力はもたないものとする。

- 3項 放送局室、新聞報道局室、執行部室における掲示は、各委員長が管理する。尚、1~5条はこれらの教室内では効力をもたないものとする。

第7条 教官による掲示については、原則的に、本規定は効力をもたないが、第3条6項及び7項はその適用されうる対象に、教官による掲示を含むものとする。

第8条 本規定は生徒議会で可決された日から一カ月後よりその効力を発し、改正には生徒議会における過半数の賛成を必要とする。

(2) 修正案の主旨

7/16の議会で、上記の原案に対して、3年生の一部から修正案が提出され、新たな討議の対象となった。修正案の主旨は、要するに次の2点である。「①掲示物をはるのは個人の自由だから、許可を求めるのはおかしい。②高校生の自覚に基づいて掲示をするなら、事前チェックは必要でない。」(「付高新聞」51.11.30)ということである。

原案に対する重要な修正部分は、第2条1項、第3条1項の後半部分、第3条2項等の削除である。

(3) 原案、修正案をめぐる審議の経過

7/16以後は、原案と修正案との比較検討が各HRにおいて、ある程度進められた段階で夏休みに入ってしまった。

9/9 2学期最初の生徒議会(昼休みの臨時議会)が開かれ、顧問教官の不在中に、掲示規定について、原案か修正案かの採決が行なわれ、その結果、修正案が可決された。その主旨は、議長から顧問に報告された。

9/11 生徒部会で、9/9の生徒議会の件について検討し、当日の議決は、まだ議会、HRでの問題審議がきわめて不十分な段階であること、顧問不在(教官会議中)に乗じて修正案支持派(3年生)の声で形式

的な採決を強行したこと、などの点で、認め得ないゆえ、改めて慎重に審議し直させることを決めた。そして、生徒会議長にその旨を伝え、生徒議会も、再審議することを了承した。

その後、修正案支持者数名が、その処理を不服とし、10月中旬以後、約2週間にわたり、連日のように掲示自由化を訴える無許可の掲示活動を行ない、一般生徒を煽動した。指導部および生徒部教官の処置した不法掲示物の数は約150枚に達した。3年生の中には、掲示規定審議の経過を正しく理解しないまま付和雷同するものが出たが、1.2年生はそうした動きに対して批判的であった。指導部、生徒部の果敢な処置や説得により、さらには3年生の良識派による説得活動もあって、全く平静に復した。

11/9 掲示規定審議の進め方および検閲の是非について、各HRでよく討議すべきことが議会で確認された。

11/19 HRでの討議状況を集約した結果は大体次のようである。1年生の多数は検閲制を認める方向で規定を作ることに賛成、2年生の多数は、掲示問題の審議が不十分であることは認め、検閲の是非については無関心。3年生の多数は、修正案に賛成ということであった。

11/26, 12/14 議会においては9/9議決された修正案をもとに再審議するという意見が一応多数ではあったが、全体的に生徒の関心が薄れ、討議を続ける状態ではないと執行部は判断し、全生徒を対象にアンケートを実施し、その結果を見て方針を決めたい旨を提案し、議会もそれを認めた。

1/10 執行部は、掲示その他生徒会活動の諸問題に関するアンケートを実施した。アンケートの結果から、掲示問題に関する分のみ記してみよう。

アンケート 52.1. 生徒会執行部

生徒会執行部では、生徒会運営にあたり、皆さんの意見を多くとり入れるためアンケートを行います。ご協力下さい。

1. 掲示問題について

A 現在、掲示問題について関心がありますか。

a ある 81名 (19.5%)

b ない 294名 (80.5%)

B 掲示物の検閲の有無についてどう思いますか。意見を書いて下さい。

○「先生による検閲は反対」○「生徒の委員に見せればよい」○「全面自由化には反対」

○「検閲は必要」○「検閲は一切無しがよい」

等。

C 掲示問題に関心がないのはなぜですか。(A

で「ない」と答えた人に)

a 掲示問題なんて自分には関係ないからやらなくてもよい。 69名 (34.3%)

b 問題が身近でないので、とっつきにくい。 95名 (47.3%)

c 一生懸命やろうとしても、皆がやろうとしないのでやっても仕方がない。 37名 (18.4%)

d その他

○「現在審議がどうなっているのか情報不足で関心などなくなってしまった」○「やることの意味がはっきりしない」○「話が進展せず、同じことのくり返しだ」○「もっと話し合いが必要だ」等。

D あなたの掲示問題に関する考えなど書いて下さい。

○「現状の許可性で満足」○「生徒の自主管理がよい」○「自由気ままになるのは反対」

○「最初から完全自由化は無理」○「学校の風紀を守るには検閲もよいが、言論の自由を尊重しなくてはならない」○「試験的に検閲なしで掲示できる場を設けてみたらどうか」

○「生徒の道徳心、良心を信じて自由に！」

○「現在のどこに問題があるのかわからない」

○「名ばかりの問題で一般生徒間に関心はない」○「先を急がず、ゆっくり解決すべきだ」

等。

(2以下は省略)

上記のようなアンケートの結果に基づき、執行部としては、多数生徒の意向は掲示問題の審議継続を求めているものと判断のうえ、審議中止を提案し、議会も了承した。そして、多数生徒の求めている身近で緊急な問題(部活動、生徒会予算、各委員会活動、生徒会行事等)をただちにとりあげてゆくことを決定し、3学期は、特に部活動活発化対策に生徒会の全力を傾注することとなった。

(4) 生徒会指導における基本的な問題

49年度の掲示問題、50年度の制服問題、51年度の掲示問題と、本校生徒会にとってかねてから懸案の課題が、各期執行部により果敢にとり組まれたわけであるが、いずれも結論は今後にもち越され、運動は停滞の形で終わった。それぞれの経過を顧みて、教訓とすべき共通点がある。それは、掲示又は服装の自由化推進派の性急、強引な活動が、多数生徒の反発を招き、関心を失わせる結果になったことである。要するに、生徒の多数が、現時点で必しも自由化を望んでいるわけ

ではないのである。指導に際しては、冷静に一般生徒の実態を把握し、個々の具体的な事態に即して合理的に対処してゆけばよいと思われる。現に、服装、掲示問題でも、最近が必要な場面に依じて生徒議会と教官会議との十分な討議を経て、納得のゆく処理がとられた事例が数回ある。

執行部や議会での論議が各HRでの十分な論議を踏まえ、一般生徒の意向を反映しているかどうかを、基本的な観点として指導に当たり、一部生徒の利己的な欲求と単純な発想に根ざす不法な活動に対しては、断固たる態度で臨まなくてはならない。同時に、多数生

徒の冷静な分別を信頼し、誤解による混乱を招かないように、HR、議会、集会などを通じて納得のゆく説明をすることが緊要である。そのためには、教師側において、さまざまな角度からの十分な討議を経た上の説得力ある回答が用意されていなければならないことは言うまでもない。民主的で建設的な生徒会活動を着実に展開させてゆくための前提は、生徒部を中心として教師全体が、実践を通じて教育理念をきびしく確認し合い、協力的な指導体制を強化することであると言えよう。

〔Ⅱ〕 中学の文化祭

服 部 晴 子

(1) はじめに中3の文化委員が生徒部長の先生の話聞きたいという。そこで米山先生にきていただき20分ほど中学文化委員会はどんなことをするのか、又これからどういう態度で望んだらいいかということなどを委員全員できき、大変啓蒙されたところで、ひき続き文化委員会を開くことになった。そこでできた委員の言葉は、「文化祭って何だろう?」「何をやるの?」「私わからないわ」「昨年のことを言うと、体育館でクラスの出し物をしたり、映画をみたり、討論会をして一日全員で楽しんだのよ」そのうち中1の文化委員が「私そんなことクラスで説明できないわ」「私もできないわ」「クラスで説明できないことをするかしないかなんて、もっとできないわ」という。そこで中3の文化委員が、中1の2クラスに説明をするためS.Tの時間に出掛けることになった。説明する内容はまず中学のみ一学期の終りに毎年小文化祭といって生徒会が主になって行事をすること。特に強調することは生徒、特に中学独自の行事で大変だけれどもうまくいけば「やった!」という充実感があること、自分達の行事であるから私達がするのだ、意義目的ということよりもまず小文化祭をやりたい。強いていえば唯一の中学生だけの行事だから私達にとって意義があるのだ、といった気持であった。翌日のS.Tの時間には各々の中1の担任、倉田先生および天野先生(富田先生は研究日であった)にそのことを、お願いして時間をいただいたのである。51年度の中学文化委員会というのはそんな出だだった。そしてそれぞれクラスの意見は多数決では小文化祭をするということになった。

(2) そのうち1日の時間帯に何をするかということ

になり、講演、音楽コンクール、映画、フォークダンス、クイズ、etc…数多くあがったけれど、最終的には講演、映画、クラス発表、グループ発表、部発表ということにおさまった。その段階あたりまでは文化委員のもたらす各々のクラスの様子は、やる気十分でどんな素晴らしい小文化祭になることかと大いに期待し気分をよくしていた。そんな状態のところまで生徒部の先生達の話し合いを持っていただいた。ところが、そこで出てきたのは全く逆のことで各クラス共生徒は小文化祭をする意義も認めず、する気力も全然ないということであった。各クラスの文化委員の話を書いているとクラス全体がそうであるような錯覚におちること、又そうありたいという顧問の願いや、中学生徒部教師全員が副担であったことも重なって、クラス全体の雰囲気など、一向につかんではいなかったのだ。

毎年小文化祭の意義について十分討議されていたかは、わからないが昨年はよく討議され、皆納得のいったところで行なわれたということは、今年度のようなやり方を大いに反省して今後気をつけなければならないことだと思った。しかし意義について十分討議してから行なうということは、生徒部はもちろんのこと、担任教師の協力や時間をもっと多く必要とする。今年度でも小文化祭の意義について話し合われた際、クラス担任の協力が得られたところはうまくいっていた。

(3) 本年度の経過

4月26日 委員長はじめ役付をきめる。

4月27日 米山先生の話を書き。中学だけの唯一の行事。文化委員の動きをはっきりさせる。計画を早く立